

## 行政事件訴訟法制定の際の規範統制請求訴訟等に関する議論の概要（経過概要のみ）

（塩野宏編著「日本立法資料全集」37 行政事件訴訟法（3）より抜粋したもの。

各抜粋の冒頭【 】内にページ数を記載）

法制審議会行政訴訟部会第 2 回会議経過概要（昭和 31 年 11 月 16 日）抜粋【68・69 頁】

「・・・(三) 規範統制請求訴訟は、法令の存在自体で権利を侵害された場合にこれを認めるとのことであるが、具体的にはどういう場合を考えているのか、(四) 命令の場合とはとにかく、法律の場合にその取消または抽象的な無効宣言の訴訟を認めることは憲法上の問題があるのではないか等の質問がなされ、・・・(中略)・・・(三) については、例えば法令の改正によってあるものが当然身分ないし地位を失うような場合が考えられる。また借地法等の改正によって所有権者がその所有権に制限を受けるような場合もこれに当たると思われるし、土地区画整理法等によって土地所有者が地価の値下りのため影響を受ける場合もこのような訴訟を許してよいのではないかと考えている、(四) については、もちろん憲法上の問題があることは承知しており、十分検討したいと思つている旨の答弁があつた。」

法制審議会行政訴訟部会小委員会第 30 回会議経過概要（昭和 33 年 1 月 10 日）抜粋【83 頁】

「・・・いわゆる一般処分と抽象的規範統制請求訴訟との関係について論議されたが、はつきりしたけじめがつかないようであつた。次に抽象的規範統制請求訴訟の判決の効果を当事者間のみにかぎらないで第三者にも及ぼすものとすれば、司法権の範囲を超えることになりはしないかとの疑問が出された。これに対して、もし一般処分に対する判決の効力のごとく当事者間にのみ既判力、拘束力を認めるにすぎないのであれば、特別にこのような訴訟を認める必要はないのではないかと、また法律でこのような訴訟を認めれば、憲法違反の問題も生じないのではないかと意見も出た。第四十一の「近い将来において法令の適用により権利を侵害される虞のある者」に出訴権を認めることは、出訴権者の範囲を確定することが困難ではなからうかとの意見があつたが、英米におけるいわゆる宣言的判決の制度を研究すれば解決できるのではないかと議論もあつた。また抽象的規範統制請求訴訟を認めなくとも公法上の権利関係確認の訴（例えば、法令により営業の制限を受けない権利関係の確認を求める訴）を認めれば当事者の救済としては十分ではなからうかとの見解も述べられた。抽象的規範統制請求訴訟を新たに設けることについてどこまでも固執する委員は見受けられず、殆んど消極に意見が一致した。委員長から、田中（二）委員が途中で退席されたため、いわゆる宣言的判決についての意見を聞くことができないので後日更にこの点について検討したいとの発言があつた。」

法制審議会行政訴訟部会小委員会第31回会議経過概要（昭和33年2月7日）抜粋【85頁】

「抽象的規範統制請求訴訟について、田中（二）委員から、法令制定により国民の権利侵害がおり、あるいはその侵害が極めて近迫するような場合に、これを救済する措置として、かかる訴訟を認める必要はあるのではないかと思うけれども、理論上、技術上の困難 とくに右訴訟を法令の無効宣言とみるか、取消とみるか、原告勝訴の場合の原状回復措置をどうするか等 がある。むしろ、かかる場合には、法令制定を行政処分的なものとみて、抗告訴訟に準じて取扱うような規定を設けて解決する方が無難ではなからうかとの意見があつた。」

法制審議会行政訴訟部会小委員会第35回会議経過概要（昭和33年7月4日）抜粋【91頁】

「・・・第三十六の原告適格の規定中「近い将来において当該法令に基く公権力の行使により権利を害されるおそれのある者」に訴提起を許した理由いかん、当該法令に基く行政処分によつてはじめて権利を侵害されるというようなものについては、かような宣言的判決を求める訴訟を許す必要はないのではないか、という疑問が提出され、議論が行われたが、時間がなくなつたので次回にもちこされた。」

法制審議会行政訴訟部会小委員会第36回会議経過概要（昭和33年9月5日）抜粋【86頁】

「（一） 前回の審議の続きとして、試案第五第二号の法令の違法宣言の訴について討議を行い、次のような意見が述べられた。

- （1） 本案のような広い、いわば無制限的な形で法令の違法宣言の訴を規定すると、たとえ後の第三十六において原告適格を制限することによつてしぼりがかけられているとしても、一応かなり広く法令の違法宣言の訴を認めているような感じを受けるから、はじめからしぼりのかかつた形で法令の違法宣言の訴を認めることを明らかにした方がよくはないか。
- （2） このような規定を全然置かないとしても、実際にかような訴訟を認めることが必要な場合が出てくれば、裁判所の創造的な解釈の働きによつてこれを認めることができるのではないか。（これに対しては、この要綱試案のように行政事件のあらゆる形態をもう羅する形をとつていると、解釈によつて新たな形の訴訟を認めることは實際上相当困難になる、という反論が出された。）
- （3） 別案のような場合にだけ法令を直接の対象とする訴訟を認めることも一つの考え方だが、やはり第三十六の後段の場合のように、法令に基く処分が行われる明白な現実の危険が存在するような場合に救済を与える必要があることは無視し得ないから、やはりこのような場合のために法令の効力の訴なり違法宣言の訴なりを認めておいた方がよい。

(4) 行政庁の行為によつて権利を侵害される明白な現実の危険がある場合の予防的訴訟として法令の違法宣言の訴を認めるのだとすれば、同様の予防的訴訟の必要性は、単に法令が憲法違反その他の理由で無効な場合にかぎらず、行政庁が法令の解釈適用を誤つてかような処分をしそうな場合についても存在するのではないか。そうだとすれば、かような予防的訴訟を別個の訴訟形式として認めた方がよいのではないか。

以上のようになかなか意見がまとまらず、結局、一応別案のような場合に加えて右の(3)で述べられたような場合についても法令の効力を直接対象とする訴訟を認め、しかも第五の二号にそのような限定の下に認められる訴訟であることを明らかにするような規定の表現を考えること、(4)の問題は研究課題として将来に残すということになつた。」

法制審議会行政訴訟部会小委員会第43回会議経過概要(昭和34年5月29日)抜粋【99頁】

「法令の効力の訴について論議が行われた。この種の訴については、廃止論をとる意見が平賀委員から主張され、これをめぐつて次のような意見が出た。

- (1) 刑罰法規の無効確認訴法の結果はのちの刑事裁判なり刑事訴追に対してどのような拘束力をもつか。もしなんらの拘束力を持たないとすれば、かかる訴は無意味である(平賀委員、水田幹事)。これに対しては、例えば行政処分が犯罪の成立の一要素をなしている場合におけるその処分の取消訴訟や無効確認訴訟についても同様の問題があり、これらの訴訟における判決は刑罰権の存否そのものとは直接の関係がないが、それとかかる刑事訴追の可能性を理由として訴の利益を認めることとは一応無関係に考えてよいのではないかと意見が出された(田中(真)委員、雄川、白石、中村各幹事)。
- (2) 「行政処分と同様の効果を生ずる法令」の意味が不明である。個人の権利義務に直接影響を与える法令という意味だとすれば、通常の民事法規もこれに入ることとならざるを得ないが、それは不合理であろう。だとすればそもそもこのような法令の効力を直接争う訴訟を認めること自体が疑問なのではないか(平賀委員)。
- (3) 行政権の行使として制定される命令についてこの種の訴訟を認めることには格別異論はないが、法律を対象とする訴訟を認めることは疑問である(柳瀬委員)。法律と条令を除いた方がよくはないか(兼子委員)。
- (4) 法令のような抽象的法規の無効を主文で確定することは、形式的におかしい。法令の無効を前提とする現在の法律関係の訴訟として構成することは考えられないか(真田幹事)。
- (5) 法律と条令を除くのでは實際上この種の訴を認める意義がない。もともとこの種の訴訟を認めることを考えるに至つたのは、ふつうの訴法では救済されないよ

うな場合にもなお司法救済を与えてやる必要があるのではないかということから出発したのであり、その必要性の有無については、すでに従来の小委員会の審議において一応積極の結論が出ているのではないかと了解している。もちろん正式に決をとつたわけではないから、必要ならこの際この点について決をとることも考えられるが、一応従来の経過に照らして原案ではどういう不都合を生ずるか、もしこれがだめなら他にどういう形の救済方法を考えるかという点に審議を集中した方がよいのではないか（田中（二）委員）

- （6）現行制度の下で救済を与えられない場合や救済の能否について疑問のある場合につきはつきりした救済方法をどの範囲において、またどのような形で与えるかがこの委員会における審議の方向であつたと思うので、その線に沿つて検討すべきである（新村委員）

以上の結果、原案の趣旨および問題点をもつと明らかにするとともに、他方各委員、幹事においても原案に代る具体案があればこれを持ち寄つてさらに検討するということになつた。」

法制審議会行政訴訟部会小委員会第45回会議経過概要（昭和34年7月3日）抜粋【102・103頁】

「（二）処分権不存在確認訴訟について

本訴訟については、まずかかる訴訟が法律上の争訟にあたるかどうか、また立法政策上これを認める必要があるかが議論された。前の問題については、法律上の争訟に当たらないという意見（高辻、田中二、山内各委員、杉本幹事）当るという意見（兼子委員、白石幹事）が対立し、後の問題についても、消極の意見（高辻、平賀各委員）一般的にこれを認めることには疑問だが、特別の場合には認める必要があるかもしれないとする意見（田中二委員、杉本幹事）参考案（二）その（一）のように一般的な形で認めてもよいとする意見（兼子委員、白石幹事）等にわかれた。

以上で、一応訴訟の種類についての意見交換を終え、次回以降において、従来の審議経過に照らして幹事の手元で案をまとめ、それに基づいて小委員会として採否を決定すること、もしその際賛否の意見が少数の差でわかれるような場合には、少数意見も参考案として掲げることとしてはどうかという提案が委員長からなされ、大体において了承された。」

法制審議会行政訴訟部会小委員会第46回会議経過概要（昭和34年10月23日）抜粋【103頁】

「法令の効力の訴および処分権不存在確認の訴の削除については、この種の訴を排除する趣旨ではなく、真にその必要がある場合には第三の第一項の概括規定によりこれを認めることも可能とする余地を残すという条件の下にほぼ了解された。」